

平成26年度における保育所の保育料

資料2-2

■国基準【保育所徴収金（保育料）基準額表】

■市基準【静岡市保育所徴収金基準額表】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金（保育料）基準額 （月額・円）		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額・円）									
階層区分	定義	3歳未満児 の場合	3歳以上児 の場合	階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上 児							
第1階層	生活保護法による被保護世帯等	0	0	A	・生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） ・中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に 関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0							
第2階層	第1階層及び 第4～第8階 層を除き、前 年度分の市町 村民税の額の 区分が次の区 分に該当する 世帯	市町村民税 非課税世帯	9,000	6,000	B0	平成25年度 市町村民税 非課税世帯	母子及び父子家庭 在宅障害児・者のいる世帯	0	0	0					
					B	平成25年分所 得税が非課税 の世帯（A及 びD階層を除 く）	均等割の額 のみがある世帯	母子及び父子家庭 在宅障害児・者のいる世帯	2,000	1,500	1,500				
第3階層	第1階層及び 第4～第8階 層を除き、前 年度分の市町 村民税の額の 区分が次の区 分に該当する 世帯	市町村民税 課税世帯	19,500	16,500	C1G	平成25年度 市町村民税 課税世帯	均等割の額 のみがある世帯	母子及び父子家庭 在宅障害児・者のいる世帯	6,500	4,000	4,000				
					C1				7,500	5,000	5,000				
					C2G				7,500	6,000	6,000				
					C2				8,500	7,000	7,000				
第4階層	第1階層を除 き、前年度分 の所得税課税 世帯であつ て、その所得 税の額の区分 が次の区分に 該当する世帯	40,000円未満	30,000	27,000	D1	平成25年分の所得税が課税さ れている世帯（A階層を除 く）	9,000円未満	13,300	12,000	12,000					
											D2	9,000円以上 15,000円未満	14,800	13,000	13,000
											D3	15,000円以上 40,000円未満	19,000	17,000	17,000
第5階層	第1階層を除 き、前年度分 の所得税課税 世帯であつ て、その所得 税の額の区分 が次の区分に 該当する世帯	40,000円以上 103,000円未満	44,500	41,500	D4	平成25年分の所得税が課税さ れている世帯（A階層を除 く）	40,000円以上 55,000円未満	25,500	23,500	23,000					
					D5		55,000円以上 70,000円未満	31,500	27,000	23,200					
					D6		70,000円以上 103,000円未満	32,500	28,000	23,700					
					D7		103,000円以上 136,000円未満	39,000	28,800	24,000					
第6階層	第1階層を除 き、前年度分 の所得税課税 世帯であつ て、その所得 税の額の区分 が次の区分に 該当する世帯	103,000円以上 413,000円未満	61,000	58,000	D8	平成25年分の所得税が課税さ れている世帯（A階層を除 く）	136,000円以上 153,000円未満	42,000	28,800	24,000					
					D9		153,000円以上 233,000円未満	45,000	29,500	24,700					
					D10		233,000円以上 413,000円未満	46,500	31,000	25,700					
					D11		413,000円以上 541,000円未満	52,000	32,800	27,000					
第7階層	第1階層を除 き、前年度分 の所得税課税 世帯であつ て、その所得 税の額の区分 が次の区分に 該当する世帯	413,000円以上 734,000円未満	80,000	77,000	D12	平成25年分の所得税が課税さ れている世帯（A階層を除 く）	541,000円以上 734,000円未満	55,200	34,500	28,700					
					D13		734,000円以上	57,200	36,000	30,200					
第8階層	第1階層を除 き、前年度分 の所得税課税 世帯であつ て、その所得 税の額の区分 が次の区分に 該当する世帯	734,000円以上	104,000	101,000	D13	平成25年分の所得税が課税さ れている世帯（A階層を除 く）	734,000円以上	57,200	36,000	30,200					